

安全のしおり



令和6年10月1日
通算第347号
安全・適正就業委員会

【安全は無理せず焦らず 油断せず】・【高齢者 自信過剰は事故のもと】

■ 自転車のスマホ・酒気帯び運転罰則強化

令和6年11月1日
道路交通法改正

自転車の危険な運転に対し、新しく罰則が整備されました。

運転中のながらスマホ

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。(注)停止中の操作は対象外です。

- 違反者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
- 交通の危険を生じさせた場合、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

酒気帯び運転及び幫助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対し新たに罰則が整備されました。

- 違反者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 自転車の提供者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 酒類の提供者・同乗者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は自転車運転者講習制度の対象

自転車運転者講習制度について

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為)を反復して行った者は講習制度の対象となります。(危険行為:信号無視、指定場所一時不停止、遮断踏切立入り等)

■ 秋は夕暮れ時の事故に注意

日没前後の夕暮れ時は薄暗く、ドライバーが思っている以上に視野の確保が難しいため、交通事故が起きやすい時間帯です。さらに日没時刻前後は学校や会社からの帰宅や買い物などで歩行者や自動車の交通量が増える時間帯です。早めのライト点灯、周囲に気をつけて運転しましょう。

市内 (8月末 現在)	交通事故	..	235件(前年同期比 -3件)
	死者数	..	3件(// +2件)
	負傷者	..	273件(// -15件)
	うち重篤者	..	28件(// +4件)

就業中、就業途上時における車での交通事故が発生しています。

車・自転車の運転においては、交通ルールを守り、安全に運転しましょう。

事故発生状況

9月20日現在、残念ながら

4件の事故が発生しております。

引き続き、安全を最優先に就業していただき、年内事故ゼロを目指しましょう。

令和6年度(9月20日現在) ()内は前年同月比	
傷害	2件(-1件)
	就業中 2件/就業途上 0件
賠償	2件(-2件)
合計	4件(-3件)

応急・緊急対応講習会

心肺蘇生法やAEDの取扱いを学ぶ「応急・緊急対応講習会」を予定しております。いざという時にAEDを活用できるよう今回は公共施設管理業務に就業している方を対象・優先に企画しております。詳細が決まりましたら、追ってご連絡いたします。